

平成29年度 国体及び東北総体 ふるさと選手制度使用確認・申請書

(国体・東北総体に出場する場合、予選会からの提出が必要です。本人直筆で記入漏れがないように留意すること。)

秋 田 県 体 育 協 会 会 長 様

秋 田 県 競 技 団 体 会 長 様

届出日：平成 年 月 日

ふりがな		[性別] 男 女 ※いずれかに○印をつけること
氏名	旧 姓()	[生年月日] 西暦 年 月 日 (満 歳)

**国民体育大会ふるさと選手制度により、私の「ふるさと」を【秋田県】として、
第73回国民体育大会において、下記内容のとおり使用申請致します。
なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、留意事項を遵守致します。**

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む) ※種別の欄はどちらかに○をしてください。

競技:	種別: 成年男子 成年女子	種目:
-----	-------------------------	-----

2. 現住所(現在お住まいの住所です。県外在住の選手は実家の住所等を記入しないでください。)

〒 —	電話番号
	— —
	携帯電話番号
	— —

3. 現在の学校又は勤務先

学校名(学年)	(年)
勤務先	

4. 「ふるさと」に関する確認事項 ※ふるさと選手制度は、初回登録後2年間継続手続きをせず、再度登録する場合2回目の登録となります。3回目の登録は不可。

(1) ふるさと選手制度を使用した国体・国体予選会の確認

- 例1) 69回大会使用、70回大会未使用、71、72回大会使用、今大会使用⇒初回 4回連続使用
- 例2) 71回大会使用、72回大会未使用、今大会使用⇒初回 2回連続使用
- 例3) 68回大会使用、69、70回大会未使用、71、72回大会使用、今大会使用⇒2回目 3回連続使用
- 例4) 72回大会使用、今大会使用⇒初回 2回連続使用

1. 初 回 () 回連続使用
2. 2 回目 () 回連続使用

※いずれかの番号に○をし数字を記入(今回の使用含む)

過去にふるさと選手制度を使用した大会に☑してください。

※東北総体に関しては競技によって開催県が違うこともあるので各自注意すること。

回 (年)	60回 (2005)	61回 (2006)	62回 (2007)	63回 (2008)	64回 (2009)	65回 (2010)	66回 (2011)	67回 (2012)	68回 (2013)	69回 (2014)	70回 (2015)	71回 (2016)	72回 (2017)	73回 (2018)
・ 夏 季	岡山	兵庫	秋田	大分	新潟	千葉	山口	岐阜	東京	長崎	和歌山	岩手	愛媛	福井
国体開催県	岩手	群馬	秋田	長野	新潟	北海道	秋田	岐阜	秋田	山形	群馬	岩手	長野	新潟
・ スケート	山梨・東京	北海道	群馬	長野	青森	北海道	青森	愛知・岐阜	東京・福島	栃木	群馬	岩手	長野	山梨
東北総体開催県	秋田	宮城	福島	山形	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	岩手	青森	秋田	宮城
ふるさと選手制度を使用した年に☑	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(2) 卒業学校名(秋田県の中学校又は高等学校) ※専修学校卒業者は卒業中学校名を記入してください

昭 平 年 月 卒業

※〇〇市立、〇〇県立から学校名を明確に記載してください。

※年度で記入しないでください。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

1. 「ふるさと」は、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。*JOCエリートアカデミー生は特例有り。
2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
3. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

『ふるさと選手制度』使用手続きについて

(公財) 秋田県体育協会

ふるさと登録・申請に係る個人情報の取り扱いについて

標記の個人情報は、秋田県体育協会を経て開催県実行委員会、当該中央競技団体、当該会場地市町村実行委員会、日本体育協会において、参加資格の確認をはじめとする大会運営業務のために使用します。

※ふるさと登録は①ふるさと選手制度使用確認・申請書の提出と②WEB上での登録の

両方が必要となります。

※ふるさと登録は県民体育大会等の県予選会に出場した（出場予定も含む）時点で

登録が必要となります。

～ふるさと登録までの流れ～

① 使用申請する選手が「ふるさと選手制度使用確認・申請書」を各競技団体へ提出

1. 下記の手順により、様式をダウンロードしてください。

「秋田県体育協会HP→資料・様式ダウンロード一覧→ふるさと選手制度使用確認・申請書」

2. 競技者本人が記入し、競技団体へ提出してください。

競技団体は取りまとめの上、東北総体申込み時に秋田県体育協会事業課に原本を提出してください。
(競技団体も1部コピーを保管しておくこと)

② WEB上での登録（競技団体担当者が行う）

「国民体育大会参加申込システム」からの登録となります。ふるさと登録対象者全てを入力してください。ふるさと登録の入力が終了しないと大会参加申込の入力ができません。

《 ふるさと選手制度の留意点 》

- ☆ ふるさと選手登録は国体予選会から申請が必要で、毎年手続きをしなければなりません。
- ☆ ふるさと選手登録は秋田県内の中学校又は高等学校を卒業したことが条件です。
※JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置有り。
- ☆ 1度、秋田県で「ふるさと登録」をすると、他の都道府県で「ふるさと登録」することはできません。
- ☆ ふるさと選手制度の活用は、原則1回につき2年以上継続とし、2年間活用しない場合は1回目登録が終了となり再登録が必要です。なお、登録できる回数は2回までです。